

農業経営基盤の強化の促進に関する
基 本 的 な 構 想

令和3年2月

鳥取県 伯耆町

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 -----	1
1 伯耆町の農業の現状	
2 伯耆町における農業構造の現状と見通し -----	2
(1) 農家戸数	
(2) 土地利用	
(3) 農家構造の分化	
3 望ましい農業構造確立のための基本方向 -----	2
(1) 基本的指標	
ア 効率的かつ安定的な農業経営の育成目標	
イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標	
ウ 目指すべき地域農業の在り方	
(2) 望ましい農業構造の展望	
ア 農家構造の展望	
イ 農用地利用の展望	
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 -----	6
1 農業経営モデル類型 -----	6
2 農業経営モデル策定の前提 -----	7
(1) 経営モデル設定の基本的な考え方	
(2) 試算の考え方	
(3) 農業経営モデル類型の設定について	
(4) 農業経営モデル類型の区分について	
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 -----	8
1 農業経営モデル類型 -----	8
2 農業経営モデル策定の前提 -----	8
(1) 経営モデル設定の基本的な考え方	
(2) 試算の考え方	
(3) 農業経営モデル類型の設定について	
(4) 農業経営モデル類型の区分について	
第3 効率的かつ案敵的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標 -----	9
1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標 --	9
2 農用地の利用関係の改善に関する事項 -----	9
第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 -----	10
1 利用権設定等促進事業に関する事項 -----	10
(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件	
(2) 利用権の設定等の内容	
(3) 開発を伴う場合の措置	
(4) 農用地利用集積計画の策定期限	
(5) 要請及び申出	
(6) 農用地利用集積計画の作成	

(7) 農用地利用集積計画の内容	
(8) 同意	
(9) 公告	
(10)公告の効果	
(11)利用権の設定を受けた者の責務	
(12)農業委員会への報告	
(13)紛争の処理	
(14)農用地利用集積計画の取消し等	
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 -----	1 5
(1) 農用地利用改善事業の実施の促進	
(2) 区域の基準	
(3) 農用地利用改善事業の内容	
(4) 農用地利用規程の内容	
(5) 農用地利用規程の認定	
(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定	
(7) 農地利用改善団体の勸奨等	
(8) 農用地利用改善事業の指導、援助	
3 農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の促進に関する事項 -----	1 7
(1) 農作業の受委託の促進	
(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	
4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 -----	1 7
5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 -----	1 7
(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	
(2) 推進体制等	
第5 その他 -----	1 8
別紙1 (第4の1(1)⑥関係) -----	1 9
別紙2 (第4の1(2)関係) -----	2 0
〈参考資料〉	
農業経営モデル類型 -----	2 4
伯耆町農業委員会の意見書 -----	4 4
鳥取西部農業協同組合の意見書 -----	4 5

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 伯耆町の農業の現状

伯耆町は鳥取県西部に位置し、東は日野郡江府町に、西は西伯郡南部町、南は日野郡日野町に、北は米子市及び西伯郡大山町に接している。また、東端には大山隠岐国立公園があり裾野から南西に長く伸びている。

本町の農地は、総面積の11.9%に当たる1,660haの耕地が大山山麓の傾斜地と一級河川日野川沿いの平坦地、並びに日野川支流野上川沿いの谷あい広がっており、そのうち1,206ha(72.65%)が田、454ha(27.35%)が畑(うち31ha(1.87%)が樹園地)となっている。また1戸あたりの平均経営耕地面積は約1.09haで、経営規模別に見ると経営耕地面積1.5ha未満の農家が83.24%を占めている。

農家数は1,125戸あり、総世帯3,831世帯の29.37%を占め地域の基幹的産業に位置付けられる。しかし、専業農家が215戸であるのに対して兼業農家が910戸、率にして約81%を占め、その中でも第2種兼業農家が全体の約76%に達しており、農家の高齢化や担い手不足を背景に農家数及び農家人口は一貫して減少傾向にあり、これに伴い、経営耕地面積も減少している。また、経営規模が零細であるうえ、隣接する米子市への通勤が容易であることから、依然として兼業農家の割合が大きくなっている。

農業生産は、恵まれた自然環境のなかでブランド米、和牛、白ねぎ、ブロッコリー、すいか、白菜などの多彩な特産品が生産されており、高い評価を得ている。主食用米については、平成30年以降、国から示される米の需給見通しを参考に、伯耆町地域農業再生協議会において作付の調整を行っている。

畜産・酪農については、小規模飼育農家の廃業等により農家数は減少傾向にあるが、専業で飼養頭数を増やし、規模拡大する農家もある。特に、町内の和牛については、近年、和子牛せり市でも比較的高値で取引されていることから、引き続き伯耆町和牛のブランド化を図る必要がある。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、和牛肉の価格については、大きく減少していることから、町内の農家が優良な繁殖雌牛や肥育素牛を飼養して、高値で取引される子牛や枝肉を出荷できる施策が必要である。そうした中、鳥取県所有の全国トップクラスの種雄牛である「白鵬85の3」や「百合白清2」を活用した和牛の育成が図られている。

基盤整備がほぼ完了した農地については、農家数の減少により遊休農地が増加傾向となっているが、新たな若い担い手農家が少しずつ増加しており、規模拡大による農地集積も進んできている。

一方、集落や地域単位の農業者が話し合いに基づき、地域農業のあり方や中心経営体などを明確化する「人・農地プラン」を推進しているが、担い手不足により、将来的な地域農業のあり方を見出せない集落もあり、今後の課題となっている。

平成27年からは、主要幹線道路、鉄道等に沿った地域や、公共施設の周辺地域にある農地に、地力の維持、増進及び観光資源の確保を図ることを目的として、町花である「菜の花」をはじめ、「レンゲ」「ヒマワリ」の作付を促し、景観形成を促進している。

また、大山ガーデンプレイスや大山望を交流の拠点として、リゾートホテル、別荘地、ゴルフ場、ペンションなどの観光と農業が連携した地域内流通システムの確立を目指している。

また、引き続きイノシシを中心とした有害鳥獣による農林業被害が多く発生し、大きな課題となっている。

こうした背景の下、本町農業の持続的な発展と農村の活性化を図るためには、伯耆町地域農業再生協議会が中心となり、農業委員会、鳥取西部農業協同組合、西部農業改良普及所などと連携を図り、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することにより、生産性の高い農業を展開することが必要である。また、必要に応じて伯耆町人・農地チーム会議を開催し、担い手と農地をめぐる幅広い問題解決に向けた取組をおこなう。このため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標の明確化と、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するとともに、農業生産の組織化、人材の育成・確保

を促進するための取組を総合的に行う。

2 伯耆町における農業構造の現状と見通し

令和10年度の農家戸数、耕地面積と農家構造の分化を次のとおり見込む。

(1) 農家戸数

過去の農家戸数の推移により、令和10年度を推計した結果、高齢化や後継者不足等の進展により、農家戸数は1,024戸に減少することが予想される。

区 分	令和1年度 (A)	令和10年度 (B)	B/A
伯耆町	1,125戸	1,024戸	91.02%

(2015農林業センサスより推計)

(2) 土地利用

耕地面積は1,660haで町土の11.90%を占めているが、転用等の改廃面積が増加しており、さらに近年、高齢化等により耕作放棄する農家が増加してきている。

今後とも農地の減少傾向は続くものと予測され、令和10年度には、1,500ha程度になるものと見込まれる。

区 分	令和1年度 (A)	令和10年度 (B)	B/A
伯耆町耕地面積	1,660ha	1,500ha	90.36%
うち 田	1,206ha	1,104ha	91.54%
うち 畑	454ha	396ha	87.22%

(令和1年農林水産省耕地面積統計調査より推計)

(3) 農家構造の分化

令和10年度の本町の農家構造を展望すると、担い手への農用地の集約化、経営合理化への支援などにより、①農業経営の拡大・充実を図り、優れた経営能力と高い技術力を備え、地域の農業生産をリードしていくような農業者、②高齢化や後継者不足、更には農家世帯員の安定的兼業化により経営規模を縮小して自給的・趣味的な農業を営む農業者、及び③定年後新たに農業を営む定年帰農業者等への階層分化がさらに加速化していくと予測される。

農 家 分 類	内 容
①効率的かつ安定的な農業経営 (個別経営体・組織経営体・準経営体)	主たる従事者の年間労働時間がその地域の他産業従事者と同等であり、主たる従事者一人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い営農を行う経営(経営体)及びこの8割程度の所得を目標とし、農業所得により生計の相当部分を賄おうとする意欲の高い経営(準経営体)。
② ③ その他の農家	販売農家 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の生産組織等の構成員として、地域農業を担っていく農家。
	自給的農家 他産業に従事しながら、休日等には農業に従事し、生産物の販売収入がある農家。

3 望ましい農業構造確立のための基本方向

農家戸数、耕地面積ともに今後とも減少傾向で推移していく中で、効率的かつ安定的な農業経営

体を育成し、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、施策誘導による目標として、望ましい農業構造確立のための基本方向を以下のとおり展望する。

(1) 基本的指標

ア 効率的かつ安定的な農業経営体の育成目標

農業を職業として選択するに足る魅力とやり甲斐のあるものにしていくためには、地域の他産業従事者と遜色のない水準の生活を確保できる農業経営体を育成することが重要である。

このため、本町における他産業従事者の年間労働時間、生涯所得と均衡する水準の農業経営体として、主たる従事者1人あたりの年間労働時間1,800時間程度、年間農業所得350万円以上を確保することができる経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営（経営体）の育成を図るものとし、次の育成・確保目標を見込む。また、認定農業者をはじめとする担い手の経営診断の強化や法人化、集落営農の組織化、労務管理、農地集積等の各種経営課題への対処として、平成30年度に設立された「農業経営相談所」をはじめ鳥取県、農業協同組合、農地中間管理機構、農業委員会などと連携した経営基盤の強化を図る。

区 分	令和1年度	令和10年度目標	備 考
個別経営体	59経営体	67経営体	認定農業者 基本構想水準到達者
組織経営体	2組織経営体	4組織経営体	集落営農組織
準経営体	11経営体	7経営体	認定新規就農者等

この経営の育成目標を達成するために、水稻作等の土地利用型作物を中心に経営規模の拡大が必要となり、令和10年度におけるこの経営への農用地利用集積面積の目標は次のとおりとし、各種施策の積極的・重点的な推進による誘導を図る。また、認定農業者制度が効果的に運用されるよう、上記の各経営体を町が作成する「人・農地プラン」において中心経営体として位置づけ、さらに集落や地域単位の農業者が話し合いに基づき、地域農業のあり方や中心経営体などを明確化する「人・農地プランの実質化」に取組み、円滑な農地集積を推進していく。

更に、効率的かつ安定的な農業経営体には、地域農業を担っていく農家としての位置づけから、年間農業所得350万円以上の経営のみならず、自らの技術・経営状況に応じて、前述した経営体の8割程度の所得を目標とする意欲の高い経営（準経営体）も含めている。また、この経営体は、個々の経営規模の拡大を図りながら、必要に応じて集落営農等の生産組織のオペレーター等の役割を果たすため、農作業受委託面積の拡大が図られる必要がある。

これら担い手となる経営体の所得向上を図るためには、伯耆町地域農業再生協議会による推進作物（白ネギ、ブロッコリー、白菜、スイカなど）作付助成や鳥取和牛振興総合対策事業、優良雌牛家畜導入事業などの経営類型ごとの支援や、効率的かつ安定的な農業経営体を対象とした農作業機械・設備導入への支援、農地の利用権設定に伴う担い手規模拡大推進事業等の支援などを引き続きおこなっていく必要がある。

また、労力不足解消等のために開発が進められているスマート農業※1への取組は、今後実証実験が進み導入コスト削減が図られ、本町での実用化がより農業経営のプラスとなる取組について支援を検討していく。

※1 スマート農業…ロボット技術やICT（情報通信技術）、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）等の先端技術を活用し、超省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業

効率的かつ安定的な農業経営体への農用地利用集積目標	農用地利用に占めるシェア
600ha	40.0%

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標

本町の新規就農の現状としては平成27年から令和1年までの間に7人、平均して年間1.4人程度のペースで新規就農している。

本町農業の持続的発展に向けて、新規就農者（独立自営就農者）の確保・育成・定着が重要であるが、国及び県が掲げる新規就農者（独立自営就農者）の確保・定着目標を踏まえて、年間1人の新規就農者を見込む。また、農業法人への雇用就農も推進するとともに、親元就農者も新規就農者の推進と合わせて行い、認定農業者の後継者として確保、育成していく。

ウ 目指すべき地域農業の在り方

農業構造の分化が進む中で、地域農業の健全な発展を図るためには、地域における農家の役割分担を明確化し、地域が一体となった支援の下で、効率的かつ安定的な農業経営の育成、確保、これを核とした農業生産の組織化と農用地・作付面積の集積を進めることが必要である。

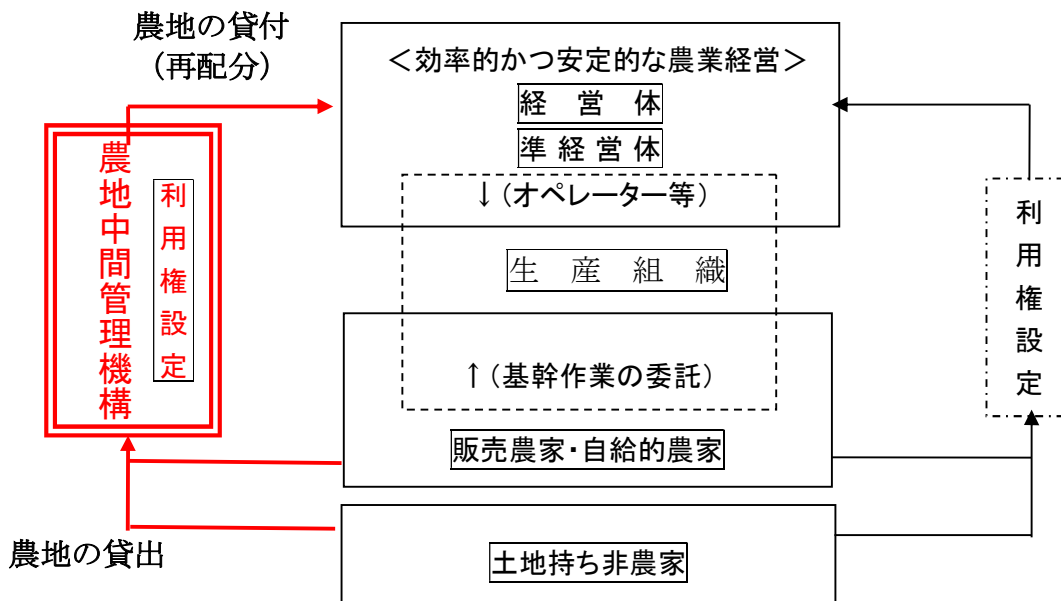
また、販売農家及び自給的農家は、地域農業の発展や農村集落の機能の維持等あらゆる面で今後とも重要な役割を担っていくとともに、農業生産のかなりの部分を支えていくものと予想される。このため、効率的かつ安定的な農業経営体と協力しながら、これら自給的農家等の活用等、地域においてそれぞれの機能を補完し合うような地域農業のシステムづくりを進めることが重要である。

更に、農村集落の機能維持や農地管理のためには、一部の担い手だけですべてを支えることは困難であり、規模の大小に関係なく地域で安定的に営農を継続するとともに、近隣農家から一部作業を受託するような農家についても積極的にその役割を認め、支援していく必要がある。また、農作業の受託組織や機械の共同利用などの営農組織は、担い手の経営を側面的に支える役割を有するため、その活用や機械整備等に対する支援を継続するとともに、組織経営体への発展も支援する。

なお、高齢化が著しく進行し農業の担い手不足が深刻化している中、農外からの新規就農者や企業を含めたさまざまな者が農業に参入し、地域に定着できるような支援体制を構築することで、多様な担い手の育成を進めていくこととする。そのために、各地域における人・農地プランの実質化に向けた話し合いを進めつつ、小規模農家等の協力のもと、認定農業者等の担い手が効率よく営農展開していける仕組を構築する。又、担い手のみでは困難な農地の保全、維持管理を地域の共同活動として展開していく取組について、日本型直接支払制度の活用も推進しながら支援していくものとする。

併せて、農業委員会による農地利用最適化に向けた活動を推進するとともに、守り活かすべき農地と非農地化すべき農地の仕分けを行いながら、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化を積極的に推進する。

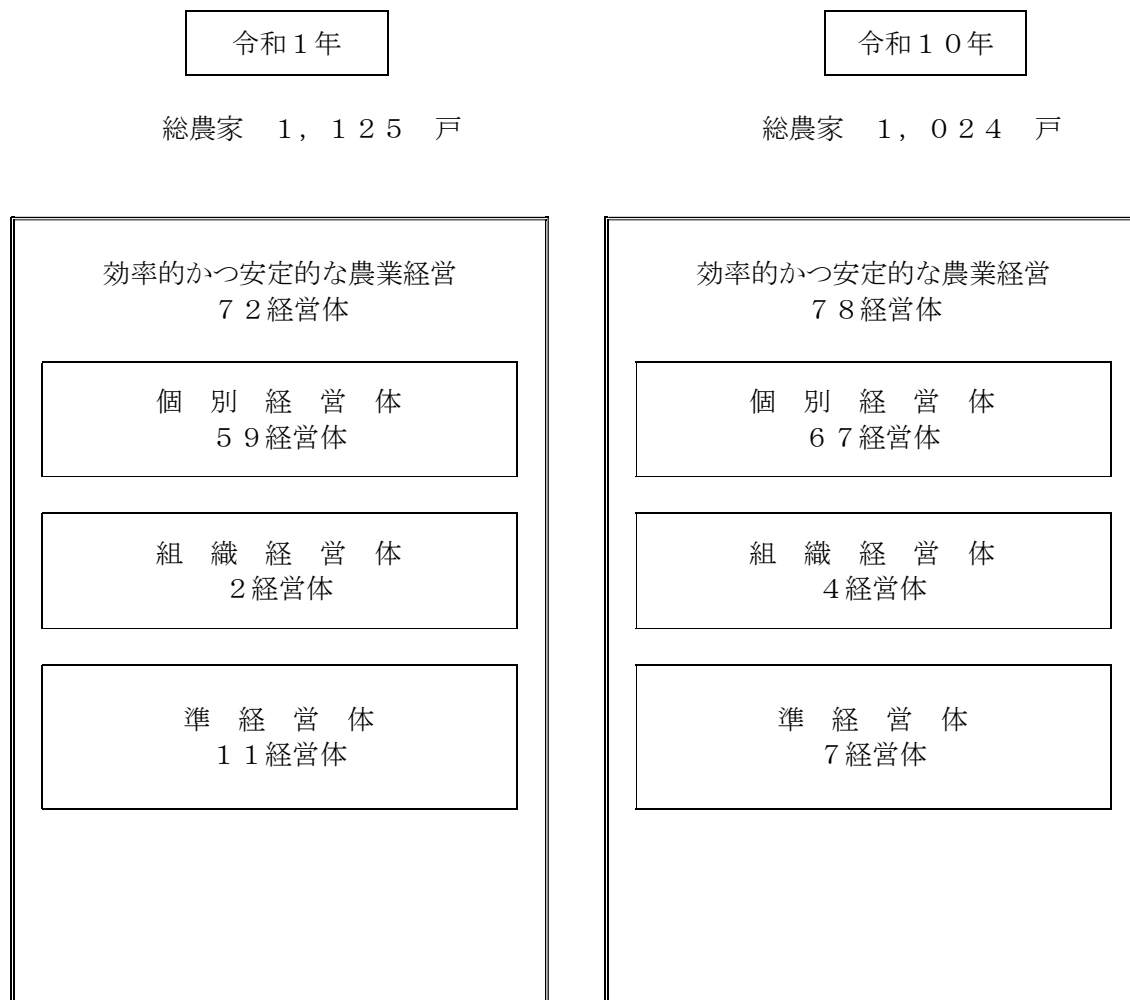
<伯耆町農業のイメージ>



(2) 望ましい農業構造の展望

ア 農家構造の展望

令和10年における農家構造は次のとおり展望される。



※個別経営体…認定農業者（法人を含む）＋基本構想水準到達者

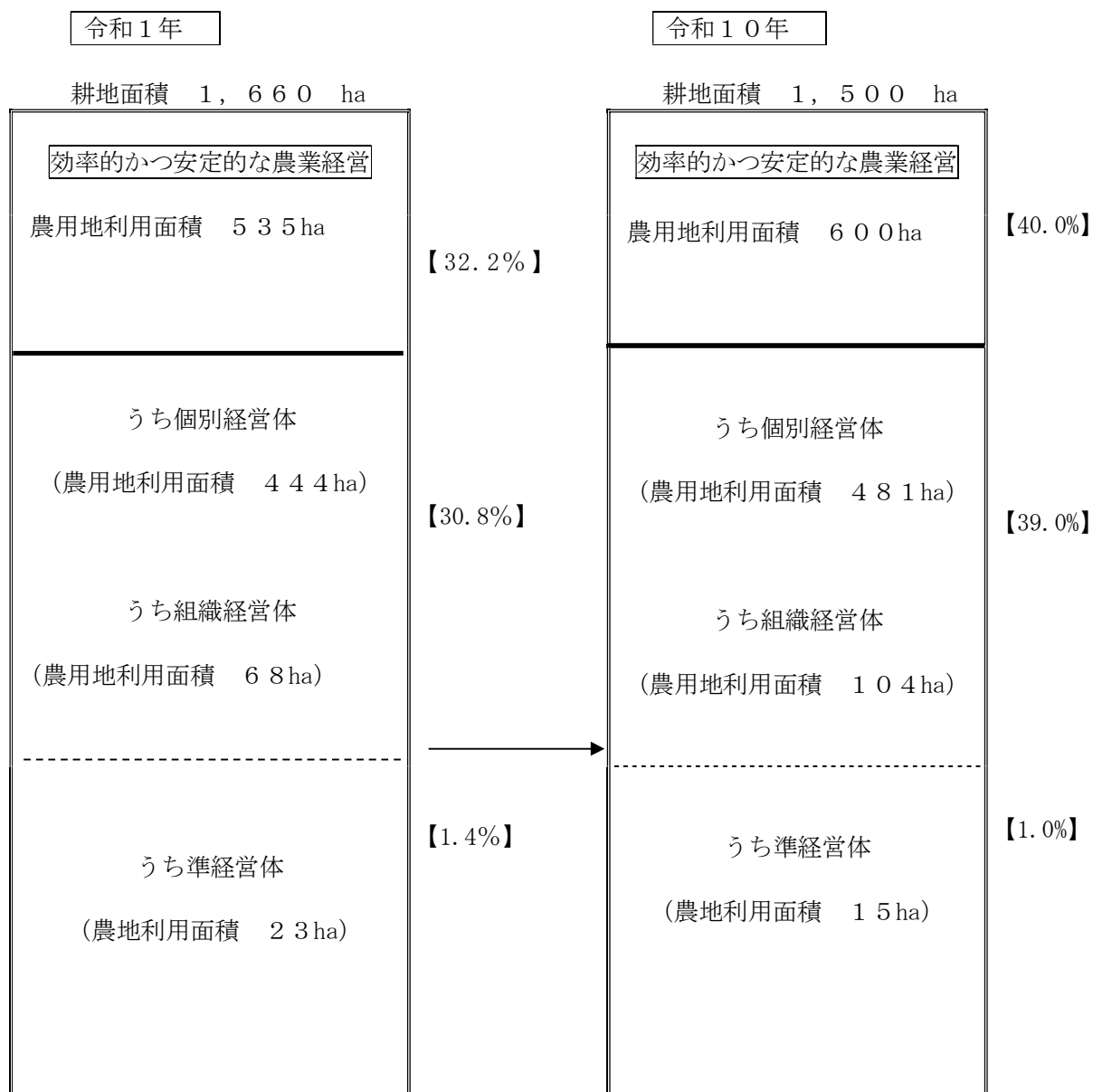
※組織経営体…集落営農組織（法人を除く。組織の規約を定め、営農を一括管理・運営している任意

の集落営農組織

※準経営体…認定新規就農者＋人・農地プランに位置づけられた中心経営体（認定農業者、組織経営体、基本構想水準到達者は除く）

イ 農用地利用の展望

令和10年の農業構造の展望において、効率的かつ安定的な農業経営体への農用地利用集積は目標を農用地面積の40.0%と見込む。



第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 農業経営モデル類型

第1に示す目標を可能とするため効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に伯耆町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、伯耆町における主要な営農類型について次のとおり示すものとする。

〈個別経営体：12類型〉

番号	経営類型	作 目	経営面積 (ha)	適用地域
1	水稲・露地野菜Ⅰ	水稲、白ねぎ	3.6	全 域
2	水稲・露地野菜Ⅱ	水稲、ブロッコリー	4.5	〃
3	水稲・露地野菜Ⅲ	水稲、はくさい、スイカ	2.7	〃
4	水稲・花壇苗	水稲パンジー、ペチュニア、ハボタン、マリーゴールド・サルビア	0.95	〃
5	水稲・果樹	水稲、柿、梨、リンゴ	1.8	〃
6	露地野菜Ⅳ	キャベツ、ブロッコリー	5.6	〃
7	露地・施設野菜	白ねぎ、ほうれんそう	1.1	〃
8	水稲・肉用牛	水稲、飼料作物、和牛繁殖・肥育	7.5	〃
9	露地野菜・肉用牛	白ねぎ、飼料作物、和牛繁殖	4.3	〃
10	肉用牛	飼料作物、和牛繁殖	4.0	〃
11	畑地酪農	飼料作物、乳牛	3.0	〃
12	しいたけ・水稲	しいたけ、水稲	3.0	〃

〈組織経営体：1類型〉

番号	経営類型	作 目	経営面積 (ha)	適用地域
1	水田営農型	水稲・作業受託	18.0	水田地帯

2 農業経営モデル策定の前提

(1) 経営モデル設定の基本的考え方

ア 第1で示した経営体育成のため、それらが目標とすべきモデルとして策定したものである。

イ 経営モデル設定の前提条件として、本町で実際に営まれている代表的な経営事例を踏まえ、本町における他産業従事者の年間労働時間、生涯所得等を考慮し、それらと同等の水準を達成しうる農業経営を基本において策定するものとする。

ウ 従って、現実には、個々で示した類型以外にも地域の実情に即した多様な経営が営まれるものと考えられるが、それぞれの地域において自然的・社会的諸条件を考慮した経営類型を設定していくことが重要である。

目標とする水準	年間労働時間	概ね1,800時間 (主たる従事者の年間労働時間)
	年間農業所得	概ね350万円以上 (主たる従事者1人当たり)

(2) 試算の考え方

経営体を育成するため、生産性の向上、機械施設の効率的利用体系の確立、既に確立した先進技術の導入、物財費の節減等低コスト生産営農体系を念頭において試算した。

(3) 農業経営モデル類型の設定について

ア 農業経営モデル類型は、本町において実際に取り組まれている経営事例を基礎としているが、作物については多様な組合せが考えられる。

イ 認定農業者の経営改善計画の策定にあたっては、本モデルを基本にしながらも、これに拘束されるものではなく、地域や認定農業者の実情に即して組み替えることとする。

(4) 農業経営モデル類型の区分について

個別経営体12類型、組織経営体1類型を設定し、個々の経営モデルの基本的指標については、巻末に参考資料として添付したが、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて適宜見直すものとする。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

1 農業経営モデル類型

第1に示す目標を可能とするため効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に伯耆町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、伯耆町における主要な営農類型について次のとおり示すものとする。

〈新規就農者：6類型〉

番号	経営類型	作 目	経営面積 (ha)	適用地域
1	水田営農型	水稲、白ねぎ	3.4	全域
2	露地野菜Ⅰ	白ねぎ	0.8	〃
3	露地野菜Ⅱ	ブロッコリー	3.5	〃
4	露地野菜Ⅲ	はくさい、スイカ	1.6	〃
5	露地野菜Ⅳ	キャベツ、ブロッコリー	4.5	〃
6	肉用牛	和牛繁殖	4.0	〃

2 農業経営モデル策定の前提

(1) 経営モデル設定の基本的考え方

ア 第1で示した経営体育成のため、それらが目標とすべきモデルとして策定したものである。

イ 経営モデル設定の前提条件として、就農5年後に達成すべき所得目標として、本町における効率的かつ安定的な農業経営の指標を考慮し、その8割程度（主たる従事者1人当たり概ね280万円以上、夫婦共同経営の場合概ね300万円以上）を達成しうる農業経営水準を基本に、本町で実際に営まれている代表的な経営事例を踏まえて策定するものとする。

ウ 従って、現実には、個々で示した類型以外にも地域の実情に即した多様な経営が営まれるものと考えられるが、それぞれの地域において自然的・社会的諸条件を考慮した経営類型を設定していくことが重要である。

目標とする水準	年間労働時間	概ね1,800時間 (主たる従事者の年間労働時間)
	年間農業所得	概ね280万円以上 (主たる従事者1人当たり) 概ね300万円以上 (夫婦共同経営の場合)

(2) 試算の考え方

経営体を育成するため、生産性の向上、機械施設の効率的利用体系の確立、既に確立した先進技術の導入、物財費の節減等低コスト生産営農体系を念頭において試算した。

(3) 農業経営モデル類型の設定について

ア 農業経営モデル類型は、本町において実際に取り組まれている経営事例を基礎としているが、作物については多様な組合せが考えられる。

イ 認定新規就農者の青年等就農計画の策定にあたっては、本モデルを基本にしながらも、これに拘束されるものではなく、地域や認定農業者の実情に即して組み替えることとする。

(4) 農業経営モデル類型の区分について

個々の経営モデルの基本的指標については、巻末に参考資料として添付したが、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて適宜見直すものとする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

上記第2、第2の2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営体が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
40.0%	個別経営体 67経営体 組織経営体 4経営体 準経営体 7経営体

○効率的かつ安定的な農業経営の面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営体における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

次に掲げる事項を中心に農用地の利用関係の改善に努めるものとする。

- (1) 鳥取県、農業協同組合、農地中間管理機構、農業委員会、農業経営相談所等と連携した担い手の育成・確保
- (2) 農業委員・農地利用最適化推進委員、担い手の協力を得て行う人・農地プランの実質化に向けた地域内での話し合いの推進
- (3) 再生困難な農地の非農地化の推進
- (4) 担い手への農地集積、分散圃場解消に際した農地中間管理事業の推進
- (5) 担い手への農地集約化を進める上で、効率的な農地利用につながる基盤整備事業との一体的推進
- (6) 農地中間管理事業や集落営農の組織化の取り組みを行う際には、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮する。
- (7) 前各号に掲げる事項に取り組む際には、担い手の意向を十分把握し、その意向に配慮したものとなるよう努めるものとする。また、必要に応じて伯耆町人・農地チーム会議を開催し、関係機関と連携しながら効率的な実施に努めるものとする。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本町は、鳥取県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の2の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向を基本にしなが、本町農業の特性を考慮し、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開などの特徴を十分に踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 農作業の受委託を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、町内全域を対象としながらも各集落の特性を踏まえて、それぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 本町においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

特に、集落等の主体的な取組みによって、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるように努める。

イ 中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度を活用し、施設・機械等の共同化等の集落営農組織の育成を図り、耕作放棄地の発生防止・解消を促進し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とする。特に特定農業法人等の設立及び活動の活発化を促す。このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

さらに、本町は、特定農業法人制度についての啓蒙に努め、必要に応じて農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組めるように、指導や助言を行う。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発をして農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合は、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発をして農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合、公共事業の施行に伴い用地買収を受ける者が、飯米確保のために代替地を取得する場合、又は認定新規就農者等が農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他農業経営の合理化に資する施設の用に供する場合を除き、農地移動適正化あっせん譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するための利用権の設定等を受ける場合は、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発をして農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合は、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する場合又は法第 7 条第 1 号に掲げる農地中間管理機構の事業の特例事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号に掲げる者を除く。）、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うために利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第 7 2 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が、主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、賃借の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対

価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付24経営564号）に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 本町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるように努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の属する月の前月20日までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 本町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本町の全部又は一部をその地区とする土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定める旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化や農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②又は③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に、設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画に定める。
- ② 本町は、(5)の②又は③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画に定めるものとする。
- ③ 本町は、①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等

を受けようとする者の申出があり、利用権の設定等が調ったときは、本町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

- ④ 本町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況や利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地に係る利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土

地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(5)のアの規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を本町の掲示板に掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

本町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告があった場合は、その写しを伯耆町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

本町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行なわれた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本町の掲示板に掲示することその他所定の手段により公告する。

④ 本町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 本町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。本町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用

の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等が組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～3集落）とするものとする。

なお、農用地の効果的かつ安定的な利用に支障をきたさない限り、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化や農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農用地利用改善事業の実施区域

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等が組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき、法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本町に提出して、農用地利用規程について、本町の認定を受けることができる。

② 本町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第3項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が、基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本町は、②の認定をしたときは、その旨及び認定に係る農用地利用規程を本町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有や利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について、農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体

の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する

事項

③ 本町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分（特定農業法人では過半、特定農業団体では3分の2以上）について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、農業上の利用の規程が、その周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うように勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画と、それぞれみなす。

(7) 農地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の設定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該認定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本町は、認定団体が、農用地利用改善事業を円滑に実施できるように必要な指導や援助に努め

る。

- ② 本町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、西部農業改良普及所、農業委員会、鳥取西部農業協同組合、農地中間管理機構等の指導や助言を求めたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が得られるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業委託のあっせんの促進、その他の委託を受けて行う農作業の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業や農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓蒙

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化への必要措置と、農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から、全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃や機械の償却等の観点からみた、適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用や農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農地中間管理機構と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進や共同機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成の方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように、相談機能の一層の充実や先進的な法人経営等での実践研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制・ヘルパー制度の導入や、非農家等の労働力の活用システムを整備する。さらに、本町における新規就農者への支援体制として、就農意欲の喚起及び就農の定着を図るため、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、無利子の青年就農資金、就農条件整備事業等を積極的に活用し、経営が不安定になる新規就農者を支援する。また、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構や、県、西部農業改良普及所との連携を図りながら、就農相談、技術指導、経営指導体制のより一層の充実を図る。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア. 本町は、土地利用型農業活性化対策への積極的な取り組みによって、水稻作、転作を通し

て望ましい経営の育成を図ることとする。そのために地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積，連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の農業展開に資するよう努める。

イ. 本町は、農業集落排水事業の推進を図るとともに、集落排水事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

ウ. 本町は、地域農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、西部総合事務所農林局、西部農業改良普及所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別行動計画において当面行うべき対応を各関係機関、団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を協力を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、伯耆町地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本町は、このような協力の推進に配慮する

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成18年4月1日から施行する。

この基本構想は、平成22年6月8日から施行する。

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

この基本構想は、令和3年2月17日から施行する。

別紙1（第4の1(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

① 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3第1項に規定する地方公共団体をいい、対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するために利用権の設定等を受ける場合

⇒法第18条第3項第2号イに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。）として利用するために利用権の設定等を受ける場合

⇒その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するために利用権の設定等を受ける場合

⇒その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するために利用権の設定等を受ける場合

⇒その土地を効率的に利用することができることと認められること。

③ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するために利用権の設定等を受ける場合

⇒その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 4 の 1 (2) 関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借 賃 の 算 定 基 準
<p>1. 存続期間は、存続期間は原則 10 年以下（農業者年金制度関連の場合は 10 年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる一定の期間）とする。ただし、10 年以下とすることが相当でない認められる場合には、10 年以上とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する場合は、当事者双方の合意がなくてはならない。</p>	<p>1. 農地については、農地法第 52 条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件などを勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成 13 年 3 月 1 日付 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知）第 6 に留意しつつ定めるものとする。</p>

③ 借賃の支払方法	④ 有 益 費 の 償 還
<p>1. 借賃の支払いは、賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>2. 借賃を金銭以外のもの定められた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、伯耆町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 賃借料の算定基準
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近隣の農業用施設用地の借賃の額と比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の賃借料や固定資産評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。

③損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準
Iの①に同じ。	1. 作物等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃報酬が確保されるようにするものとする。

③損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額な対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比較して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>

< 参 考 资 料 >

【個別経営体：12類型】

No.	経営類型	作目	面積 ha	所得 (千円)
<u>1</u>	水稲、露地野菜Ⅰ	水稲、白ねぎ	3.6	3,384
<u>2</u>	水稲、露地野菜Ⅱ	水稲、ブロッコリー	4.5	3,307
<u>3</u>	水稲、露地野菜Ⅲ	水稲、はくさい、スイカ	2.7	3,383
<u>4</u>	水稲、花壇苗	水稲、パンジー、ペチュニア、ハボタン、マリーゴールド、サルビア	0.95	3,113
<u>5</u>	水稲、果樹	水稲、柿、梨、りんご	1.8	3,547
<u>6</u>	露地野菜Ⅳ	キャベツ、ブロッコリー	5.6	3,844
<u>7</u>	露地・施設野菜	白ねぎ、ほうれんそう	1.1	3,664
<u>8</u>	水稲、肉用牛	水稲、飼料作物、和牛繁殖・肥育	7.5	3,473
<u>9</u>	露地野菜、肉用牛	白ねぎ、飼料作物、和牛繁殖	4.3	3,543
<u>10</u>	肉用牛	和牛繁殖、飼料作物	4.0	3,465
<u>11</u>	畑地酪農	乳牛、飼料作物	3.0	3,610
<u>12</u>	しいたけ、水稲	しいたけ、水稲	3.0	3,494

【組織経営体：1類型】

No.	経営類型	作目	面積 ha	所得 (千円)
<u>1</u>	水田営農型	水稲、作業受託	18.0	6,680

【新規就農者：6類型】

No.	経営類型	作目	面積 ha	所得 (千円)
<u>1</u>	水田営農型	水稲、白ねぎ	3.4	2,504
<u>2</u>	露地野菜Ⅰ	白ねぎ	0.8	2,807
<u>3</u>	露地野菜Ⅱ	ブロッコリー	3.5	2,790
<u>4</u>	露地野菜Ⅲ	はくさい、スイカ	1.6	2,821
<u>5</u>	露地野菜Ⅳ	キャベツ、ブロッコリー	4.5	2,841
<u>6</u>	肉用牛	和牛繁殖	4.0	2,605

【個別経営体】

モデル類型 1

(適用地域：町内全域)

経営類型：水稲、露地野菜Ⅰ

作目：水稲、白ねぎ

1 モデルの特徴

水稲、白ねぎを組み合わせた経営とする。白ねぎは、水田の転作部分を利用し、周年出荷を図る。

2 営農モデル設計

耕地面積家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益(円)	所得(円)	1人当 労働時間	家族 労働力
水田 300a	水稲	300	3,780,000	1,328,494	500	2人
田畑 60a	白ねぎ	60	6,979,500	2,055,903	1,500	
	合計	360	10,759,500	3,384,397	2,000	

3 固定資産

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)	《経営管理の方法》 複式簿記記帳による財務管理、資金 管理を行う。
作業場	木・瓦30m2	1	1,890,000	《農業従事の態様》 休日の確保、役割分担の明確化を図り、労働配分の平準化を目指す。また、家族経営協定を締結する。
収納庫(車庫)	木・瓦30m2	1	1,890,000	
パイプハウス	6m×15m	1	526,500	
トラクター	4WD, 25ps	1	2,870,640	
ロータリー	160cm幅	1	475,200	
管理機	6ps	1	304,500	
管理機(堀取り)	3.5ps	1	223,560	
皮剥機一式	三相電力	1	567,000	
動力噴霧器	6ps、可搬	1	281,880	
エンジンポンプ	1セット	1	180,765	
エアコン	配線込み	1	150,000	《その他》 白ねぎは、夏(普通)10a、秋冬(普通)25a、秋冬(遅出し)15a、春(1本)10aの栽培とする。
乗用型田植機	4条	1	1,134,000	
動力散布機	26L背負	1	105,000	
灌水装置		1	177,000	
自脱型コンバイン	3条刈り	0.5	1,900,800	
軽トラック	4WD, 5MT	1	1,050,000	

4 経営管理の方法・生産方式

5 経営収支

区分	科目	合計	作目別内訳	
			水稲	白ねぎ
1 収益				
	主産物価格	10,759,500	3,780,000	6,979,500
	副産物価格			
	作業受託収入			
	その他(奨励金)			
	合計	10,759,500	3,780,000	6,979,500
2 経営費	種苗費	304,245	45,300	258,945
	種付・素畜費			
	肥料費	436,869	190,860	246,009
	農薬費	667,231	303,780	363,451
	診療衛生費			
	飼料費			
	諸材料費	223,295	61,170	162,125
	動力光熱費	328,439	111,630	216,809
	修理・農具費	448,332	261,420	186,912
	賃料料金	457,800	450,000	7,800
	修繕費	54,863	25,500	29,363
	雇用労賃	397,016	249,090	147,926
	減価償却費	1,616,325	433,976	1,182,349
	土地改良・水利費	54,180	54,180	
	支払地代	40,140	13,740	26,400
	支払利息			
	事務研修費	79,080	56,490	22,590
	出荷資材費	556,037	48,600	507,437
	販売諸費	1,569,055	16,200	1,552,855
	共済掛金	4,744	4,200	544
諸税負担金	137,452	125,370	12,082	
合計	7,375,103	2,451,506	4,923,597	
3 農業所得		3,384,397	1,328,494	2,055,903

【個別経営体】

モデル類型 2

(適用地域：町内全域)

経営類型：水稲、露地野菜Ⅱ

作目：水稲、ブロッコリー

1 モデルの特徴

水稲、ブロッコリーを組み合わせた経営とする。ブロッコリーは水田の転作部分を利用し、周年出荷を図る。

2 営農モデル設計

耕地面積家畜頭羽数	作目名	生産規模a	粗収益(円)	所得(円)	1人当労働時間	家族労働力
水田450a	水稲	100	1,260,000	516,911	200	2人
うち借地350a	ブロッコリー	350	10,621,400	2,789,790	1,800	
	合計	450	11,881,400	3,306,701	2,000	

3 固定資産

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)	《経営管理の方法》 複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。 《農業従事の態様》 休日の確保、役割分担の明確化を図り、労働配分の平準化を目指す。また、家族経営協定を締結する。 《その他》 ブロッコリーは、初夏取りと秋冬取りの周年栽培とする。
作業場	木・瓦100m2	1	6,300,000	
農機具格納庫	鉄骨	1	180,000	
育苗ハウス	6m×40m	1	702,000	
トラクター	4WD, 35ps	1	3,892,320	
ロータリー	180cm幅	1	626,400	
管理機	6.3ps	1	298,000	
全自動移植機	2.9ps	1	1,482,480	
ブロードキャスター	300L	1	266,760	
動力噴霧器	6ps、可搬	1	255,960	
乗用管理機	13ps	1	1,826,300	
軽トラック	4WD, 5MT	1	1,050,000	
乗用型田植機	4条	0.1	113,400	
自脱型コンバイン	3条刈り	0.1	380,160	

4 経営管理の方法・生産方式

5 経営収支

区分	科目	合計	作目別内訳	
			水稲	ブロッコリー
1 収益				
	主産物価格	11,881,400	1,260,000	10,621,400
	副産物価格			
	作業受託収入			
	その他(奨励金)			
	合計	11,881,400	1,260,000	10,621,400
2 経営費	種苗費	509,340	15,100	494,240
	種付・素畜費			
	肥料費	1,030,720	63,620	967,100
	農薬費	661,410	101,260	560,150
	診療衛生費			
	飼料費			
	諸材料費	495,150	20,390	474,760
	光熱費	377,285	37,210	340,075
	修理・農具費	288,573	87,140	201,433
	賃料料金	150,000	150,000	
	修繕費	41,980	8,500	33,480
	雇用労賃	800,949	83,030	717,919
	減価償却費	896,770	70,579	826,191
	土地改良・水利費	18,060	18,060	
	支払地代	129,580	4,580	125,000
	支払利息	4,981		4,981
	事務研修費	50,206	18,830	31,376
出荷資材費	734,925	16,200	718,725	
販売諸費	2,317,555	5,400	2,312,155	
共済掛金	2,463	1,400	1,063	
諸税負担金	64,754	41,790	22,964	
合計			743,089	7,831,610
3 農業所得		3,306,701	516,911	2,789,790

【個別経営体】

モデル類型 3

(適用地域：町内全域)

経営類型： 水稲、露地野菜Ⅲ

作目： 水稲、はくさい、スイカ

1 モデルの特徴

水稲、白菜及びスイカを組み合わせた経営とする。白菜とスイカは、水田の転作部分を利用し、土地の効率的活用で経営向上を図る。

2 営農モデル設計

耕地面積家畜頭羽数	作目名	生産規模a	粗収益(円)	所得(円)	1人当労働時間	家族労働力
水田270a	水稲	110	1,386,000	562,460	200	2人
うち借地160a	はくさい	80	3,978,000	1,048,349	500	
	スイカ	80	5,657,600	1,772,562	800	
	合計	270	11,021,600	3,383,371	1,500	

3 固定資産

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)	
農機具舎	木・瓦70m2	1	4,410,000	《経営管理の方法》 複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。 《農業従事の態様》 休日の確保、役割分担の明確化を図り、労働配分の平準化を目指す。また、家族経営協定を締結する。 《その他》 スイカの後作に白菜を組み入れる。
トラクタ	4WD 25ps	1	2,870,640	
ロータリ	160cm	1	475,200	
運搬車	6.3ps	1	543,200	
動力噴霧機	可搬式6ps	1	281,880	
管理機	3.5ps	1	219,734	
普通トラック	1t	1	1,850,000	
軽トラック	4WD, 5MT	1	1,050,000	
乗用型田植機	4条	0.1	113,400	
自脱型コンバイン	3条刈り	0.1	380,160	

4 経営管理の方法・生産方式

5 経営収支

区分	科目	合計	作目別内訳		
			水稲	はくさい	スイカ
1 収益	主産物価格	11,021,600	1,386,000	3,978,000	5,657,600
	副産物価格				
	作業受託収入				
	その他(奨励金)				
	合計	11,021,600	1,386,000	3,978,000	5,657,600
	2 経営費	種苗費	434,730	16,610	85,840
種付・素畜費					
肥料費		677,458	69,982	322,608	284,868
農薬費		560,970	111,386	220,408	229,176
診療衛生費					
飼料費					
諸材料費		1,040,377	22,429	197,392	820,556
光熱費		180,735	40,931	63,032	76,772
修理・農具費		281,704	95,854	77,144	108,706
賃料料金		198,936	178,200	20,736	
修繕費		32,001	9,350	22,651	
雇用労賃		91,333	91,333		
減価償却費		469,944	70,579	399,365	
土地改良・水利費		19,866	19,866		
支払地代		30,763	5,038	25,725	
支払利息		7,866		7,866	
事務研修費		47,875	20,713	6,454	20,708
出荷資材費		943,077	17,820	552,514	372,744
販売諸費		2,563,712	5,940	918,544	1,639,228
共済掛金		1,540	1,540		
諸税負担金	55,341	45,969	9,372		
合計	11,021,600	823,540	2,929,651	3,885,038	
3 農業所得		3,383,371	562,460	1,048,349	1,772,562

【個別経営体】 モデル類型 5 (適用地域：町内全域)

経営類型：水稲、果樹

作目：水稲、柿、梨、りんご

1 モデルの特徴

水田転作による樹園地の拡大による規模拡大を図り、水稲を加えた複合経営を目標とする。

2 営農モデル設計

耕地面積家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益 (円)	所得 (円)	1人当労働時間	家族労働力
果樹園 0.6ha	ゴールド二十世紀	20	3,024,000	1,029,029	840	2人
	新甘泉	10	1,582,000	777,588	200	
	かき富有	10	578,600	208,547	160	
	輝太郎	10	1,500,000	1,009,014	160	
水田 1.2ha	りんご ふじ	10	950,000	501,207	300	200
	水稲	120	1,512,000	21,748	200	
	合計	180	9,146,600	3,547,133	1,860	

3 固定資産

機械・施設名	規格・能力	台数・面積	取得価格 (円) (1台、施設計)	《経営管理の方法》
作業場	木造	50m2	3,150,000	《経営管理の方法》 複式簿記帳簿により経営状況を把握し、経営改善に努める。家族協定による役割分担、就業条件収益分配の明確化を目指す。
農機具格納庫	スレート	40m2	2,400,000	
揚水ポンプ舎	鉄骨	5m2	280,000	
給水パイプ		800	1,504,000	
貯水槽	コンクリート	10	314,090	
散水施設・ポンプ	一式	100m	833,000	
梨棚	鉄柱平棚	30a	3,000,000	
りんご棚	トレリス	10a	521,500	
柿棚	鉄柱鉄線	20a	1,600,000	
多目的防災網施設	鉄柱鉄線	10a	1,200,000	
網	5mm	10a	630,000	《農業従事の態様》 農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。また、休日制も導入する。
スピードスプレーヤ	600リットル	0	888,000	
ロータリーモア	自走7ps	1	350,700	
動力運搬車	5ps 500kg	1	391,000	
軽トラック	660cc	1	1,050,000	
トラック	1.5t	1	2,230,000	
乗用田植機	4条	0.25	283,500	
自脱型コンバイン	3条	0.25	950,400	
トラクター	30ps・4WD	1	2,892,000	
ロータリー	1.8m	1	652,000	
				《その他》 多品目・多品種でリスク分散を図る。

5 経営収支

区分	科目	合計	作目別内訳					
			ゴールド二十世紀	新甘泉	かき富有	輝太郎	りんご ふじ	水稲
1 収益	主産物価格	9,146,600	3,024,000	1,582,000	578,600	1,500,000	950,000	1,512,000
	10a収量		4000kg	4000kg	1600kg	1600kg	2500kg	6000kg
	単価/kg		455円	350円	800円	800円	345円	210円
	副産物価格							
	作業受託収入							
	その他							
	合計	9,146,600	3,024,000	1,582,000	578,600	1,500,000	950,000	1,512,000
	2 経営費	種苗費	18,120					
種付け費								
素畜費								
肥料費		280,957	94,918	25,118	26,552	26,552	31,473	76,344
農薬費		436,418	155,080	62,353	25,239	23,219	49,015	121,512
診療衛生費								
飼料費								
諸材料費		332,694	229,572	13,016	5,281	5,281	55,076	24,468
動力光熱費		133,833	27,632	18,098	13,872	13,872	15,707	44,652
賃料料金		180,000						180,000
共済掛金		36,090	17,776	8,888	3,873	3,873		1,680
出荷資材費		580,415	267,120	151,305	36,300	41,250	65,000	19,440
販売諸費		1,554,549	868,560	272,089	117,920	218,250	71,250	6,480
農具費		214,410	36,614	18,307	18,307	18,307	18,307	104,568
建物等修繕費		59,967	10,603	11,233	9,403	9,403	9,125	10,200
減価償却費		1,416,828	205,440	205,859	91,649	116,515	114,125	683,240
雇用労賃		176,110	54,586	1,755	10,188	225	9,720	99,636
土地改良費		46,672	10,000	5,000	5,000	5,000		21,672
支払地代		5,496						5,496
諸税負担金		65,657	4,146	2,517	2,431	3,331	3,084	50,148
事務研修費	52,230	10,694	5,094	3,064	4,534	6,248	22,596	
支払利息	9,022	2,230	3,780	974	1,374	664		
合計	5,599,467	1,994,971	804,412	370,053	490,986	448,794	1,490,252	
3 農業所得		3,547,133	1,029,029	777,588	208,547	1,009,014	501,207	21,748

【個別経営体】

モデル類型 6

(適用地域：町内全域)

経営類型：露地野菜Ⅳ

作目：キャベツ、ブロッコリー

1 モデルの特徴

キャベツとブロッコリーは、水田の転作部分を利用し、周年出荷を図る。

2 営農モデル設計

耕地面積家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益(円)	所得(円)	1人当 労働時間	家 族 労働力
水田500a	キャベツ	430	13,725,000	3,690,638	1,400	2人
うち借地450a	ブロッコリー	130	2,740,680	153,444	500	
	合計	560	16,465,680	3,844,082	1,900	

3 固定資産

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)	
作業場・農具舎	木・瓦100m2	1	6,300,000	《経営管理の方法》 複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。
育苗ビニールハウス	6m×40m	1	702,000	
農機具格納庫	鉄骨3m2	1	180,000	
トラクタ	35ps	1	3,892,320	
ロータリ	180cm	1	626,400	《農業従事の態様》 休日の確保、役割分担の明確化を図り、労働配分の平準化を目指す。また、家族経営協定を締結する。
管理機	6.3ps	1	298,000	
全自動移植機	2.9ps	1	1,482,480	
ブロードキャスター	300リットル	1	266,760	
動力噴霧機	可搬式6ps	1	255,960	《その他》 キャベツは、春・夏・秋冬取りの周年栽培、ブロッコリーは秋冬取りとする。
乗用管理機	13ps	1	1,826,300	
普通トラック	1t	1	1,850,000	
軽トラック	660cc	1	1,050,000	

4 経営管理の方法・生産方式

5 経営収支

区分	科目	合計	作目別内訳	
1 収益			キャベツ	ブロッコリー
	主産物価格	16,465,680	13,725,000	2,740,680
	副産物価格			
	作業受託収入			
	その他(奨励金)			
	合計	16,465,680	13,725,000	2,740,680
2 経営費	種苗費	575,031	412,086	162,945
	種付・素畜費			
	肥料費	2,428,664	2,107,904	320,760
	農薬費	1,678,086	1,486,814	191,273
	診療衛生費			
	飼料費			
	諸材料費	414,598	262,431	152,168
	光熱費	159,375	123,958	35,417
	修理・農具費	137,500	106,944	30,556
	賃料料金			
	修繕費	687,500	534,722	152,778
	雇用労賃	238,000	185,111	52,889
	減価償却費	1,173,772	912,934	260,838
	土地改良・水利費			
	支払地代	198,750	154,583	44,167
	支払利息			
	事務研修費	180,000	140,000	40,000
	出荷資材費	2,661,863	2,430,844	231,019
	販売諸費	1,842,649	1,098,000	744,649
	共済掛金	145,485		145,485
諸税負担金	100,325	78,031	22,294	
合計	12,621,598	10,034,362	2,587,236	
3 農業所得		3,844,082	3,690,638	153,444

【個別経営体】

モデル類型 7

(適用地域：町内全域)

経営類型：露地・施設野菜

作目：白ねぎ、ほうれんそう

1 モデルの特徴

水田転作による施設野菜（ほうれんそう）に白ねぎを加えた複合経営を目標とする。

2 営農モデル設計

耕地面積家畜頭羽数	作目名	生産規模a	粗収益(円)	所得(円)	1人当労働時間	家族労働力
水田110a	白ねぎ	50	5,535,000	1,951,654	1,100	2人
	ほうれんそう	60	2,790,000	1,712,317	600	
	合計	110	8,325,000	3,663,972	1,700	

3 固定資産

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)	《経営管理の方法》
作業場	木・瓦30m2	1	1,890,000	《経営管理の方法》 複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。
収納庫(車庫)	木・瓦30m2	1	1,890,000	
ビニールハウス	6×50m	8	11,779,200	
トラクター	4WD, 25ps	1	2,870,640	
ロータリー	160cm幅	1	475,200	《農業従事の態様》 休日の確保、役割分担の明確化を図り、労働配分の平準化を目指す。また、家族経営協定を締結する。
管理機	6ps	1	304,500	
管理機	3.5ps	1	223,560	
皮剥機一式	三相電力	1	567,000	
移植機	1条植	1	1,009,050	《その他》 ハウレンソウは年3作とし、生産規模は延べ面積とした。
動力噴霧器	6ps、可搬	1	281,880	
エンジンポンプ	1セット	1	180,765	
エアコン	配線込み	1	150,000	
剪葉機		1	312,900	
灌水装置		1	185,850	
土壌消毒機	6条	1	475,200	
軽トラック	660cc	1	1,050,000	

4 経営管理の方法・生産方式

5 経営収支

区分	科目	合計	作目別内訳	
			白ねぎ	ほうれんそう
1 収益				
	主産物価格	8,848,125	5,535,000	3,313,125
	副産物価格			
	作業受託収入			
	その他(奨励金)			
	合計	8,848,125	5,535,000	3,313,125
2 経営費	種苗費	300,765	241,390	59,375
	種付・素畜費			
	肥料費	316,565	188,315	128,250
	農薬費	377,396	309,115	68,281
	診療衛生費			
	飼料費			
	諸材料費	178,340	130,840	47,500
	光熱費	330,711	184,055	146,656
	修理・農具費	235,438	154,510	80,928
	賃料料金	6,500	6,500	
	修繕費	44,195	23,963	20,232
	雇用労賃	125,550	125,550	
	減価償却費	875,337	591,174	284,162
	土地改良・水利費			
	支払地代			
	支払利息			
	事務研修費	70,284	18,825	51,458
	出荷資材費	636,994	384,650	252,344
	販売諸費	1,545,328	1,214,015	331,313
	共済掛金	107,250	375	106,875
諸税負担金	33,502	10,068	23,433	
	合計	5,184,153	3,583,346	1,600,808
3 農業所得		3,663,972	1,951,654	1,712,317

【個別経営体】

モデル類型 8

(適用地域：町内全域)

経営類型：水稲、肉用牛

作目：水稲、飼料作物、和牛繁殖・肥育

1 モデルの特徴

水稲と和牛繁殖・肥育経営を組み合わせ、堆肥等の有効活用を行う複合経営による効率的な経営を目標とする。

2 営農モデル設計

耕地面積・家畜頭羽数	作目名	生産規模	粗収益	所得	1人当労働時間	家族労働力
繁殖和牛30頭	子牛	26頭	12,315,990	-649,740	750	2人
肥育和牛25頭	肥育牛	19頭	21,870,000	3,426,250	400	
田畑	飼料作物	400a	1,600,000	-1,063,129	150	
水田	水稲	350a	4,410,000	1,760,020	600	
	合計		40,195,990	3,473,401	1,900	

3 固定資産

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)	《経営管理の方法》
作業場	木造40m2	1	2,444,400	《経営管理の方法》 複式簿記により経営管理を行う。水田転作は飼料用稲を作付けする。
乗用田植機	4条	0.5	567,000	
自脱型コンバイン	3条	0.5	1,900,800	
軽トラック	4WD	1	1,050,000	
飼料用カッター	3ps	1	134,000	
牛舎	木造	1	21,330,000	《農業従事の態様》 休日制の導入、家族経営協定締結。
堆肥舎	木造100m2	1	2,800,000	
トラクター	60ps	1	3,711,200	
マニュアルブレッダー	自走式	1	2,457,000	
ラッピングマシーン	90-120cm	1	1,700,000	
モア	240cm	1	3,339,000	《その他》 後継牛は自家保留牛を基本とし、肥育素牛も自家産牛を基本とする。
テッター	500cm	1	1,592,000	
ロールペラー	120cm×150cm	1	4,441,000	
ロータリー	200cm	1	958,000	
ホイロローダー	0.6立米	1	3,800,000	
ダンプ	2t	1	3,450,000	子牛は、3か月離乳を行い、母牛は1年1産を目指す。 水田転作では、飼料用稲作付け。肥育用稲からは堆肥交換で確保する。
繁殖和牛		30	14,489,400	
ブロードキャスター	600L	1	404,000	
ボトムプラウ	55cm一連	1	496,000	

4 経営管理の方法・生産方式

5 経営収支

区分	科目	計	作目別内訳			
			繁殖和牛	肥育和牛	飼料作物	水稲
1 収益						
	主産物価格	38,595,990	12,315,990	21,870,000		4,410,000
	その他	1,600,000			1,600,000	
	合計	40,195,990	12,315,990	21,870,000	1,600,000	4,410,000
2 経営費						
	種苗費	136,390			83,540	52,850
	素畜費	12,315,990	1,663,599	10,652,391		
	肥料費	587,470			364,800	222,670
	農薬費	466,490			112,080	354,410
	診療衛生費	528,000	288,000	240,000		
	飼料費	8,241,791	3,414,060	4,827,731		
	諸材料費	995,285	412,200	242,500	269,220	71,365
	動力光熱費	412,685	192,829	18,000	71,621	130,235
	農具費	614,025	235,920	43,175	29,940	304,990
	共済掛金	380,400	294,000	81,500		4,900
	賃料料金	1,376,000	225,000	108,000	518,000	525,000
	建物等修繕費	645,690	331,560	276,300	8,080	29,750
	農用衣服費	20,000	10,000	10,000		
	雇用労賃	290,605				290,605
	減価償却費	8,801,075	6,325,932	1,050,319	1,071,928	352,895
	事務研修費	152,849	45,886	38,238	2,820	65,905
	諸税負担金	536,089	216,373	170,311	3,140	146,265
	土地改良費	163,210	100,000			63,210
	支払地代	129,430			113,400	16,030
支払利息	58,071	43,511		14,560		
販売諸費	1,319,985	615,800	685,285		18,900	
育成費	-1,448,940	-1,448,940				
合計	36,722,589	12,965,730	18,443,750	2,663,129	2,649,980	
3 農業所得		3,473,401	-649,740	3,426,250	-1,063,129	1,760,020

【個別経営体】

モデル類型 9

(適用地域：町内全域)

経営類型：露地野菜、肉用牛

作目：白ねぎ、飼料作物、和牛繁殖

1 モデルの特徴

露地野菜（白ねぎ）と和牛繁殖経営を組み合わせ、堆肥等の有効活用を行う複合経営による効率的な経営を目標とする。

2 営農モデル設計

耕地面積・家畜頭羽数	作目名	生産規模	粗収益	所得	1人当労働時間	家族労働力
繁殖和牛25頭	子牛	21頭	15,006,708	9,218,041	1,000	2人
田畑	飼料作物	400a	800,000	-6,111,370	200	
	白ねぎ	30a	3,489,750	436,777	800	
	合計		19,296,458	3,543,448	2,000	

3 固定資産

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)	《経営管理の方法》 複式簿記により経営管理を行う。 水田転作は飼料用稲を作付けする。 《農業従事の態様》 休日制の導入、家族経営協定締結。 《その他》 後継牛は自家保留牛を基本とする。 子牛は、3か月離乳を行い、母牛は1年1産を目指す。 水田転作では、飼料用稲作付けし、飼料用稲わらは堆肥交換で確保する。
作業場	木造30m2	1	1,890,000	
軽トラック	4WD	1	1,050,000	
飼料用カッター	3ps	1	134,000	
農具庫	木造50m2	1	700,000	
牛舎	木造	1	10,542,000	
堆肥舎	木造100m2	1	2,800,000	
トラクター	32ps	1	2,536,632	
マニュアルブレッダー	自走式	1	2,457,000	
ラッピングマシン	90-120cm	1	1,700,000	
モアー	135cm	1	323,000	
テッター	300cm	1	646,000	
ロールベラー	90cm	1	797,480	
フロントローダー	400cm	1	231,000	
ホイールローダー	0.6立米	1	3,800,000	
ダンプ	2t	1	3,450,000	
繁殖和牛		25	12,074,500	
ブロードキャスター	600L	1	404,000	
パイプハウス	6m×15m	1	526,500	
ロータリー	160cm幅	1	475,200	
管理機	6ps	1	304,500	
管理機(堀取り)	3.5ps	1	223,560	
皮剥機一式	三相電力	1	567,000	
動力噴霧器	6ps、可搬	1	281,880	
エンジンポンプ	1セット	1	180,765	
エアコン	配線込み	1	150,000	

4 経営管理の方法・生産方式

5 経営収支

区分	科目	計	作目別内訳		
			繁殖和牛	飼料作物	白ねぎ
1 収益					
	主産物価格	18,496,458	15,006,708		3,489,750
	その他(奨励金)	800,000		800,000	
	合計	19,296,458	15,006,708	800,000	3,489,750
	2 経営費				
	種苗費	213,013		83,540	129,473
	素畜費	1,386,333	1,386,333		
	肥料費	487,805		364,800	123,005
	農薬費	293,805		112,080	181,725
	診療衛生費	240,000	240,000		
	飼料費	2,845,050	2,845,050		
	諸材料費	693,783	343,500	269,220	81,063
	動力光熱費	340,716	160,691	71,621	108,404
	農具費	319,996	196,600	29,940	93,456
	共済掛金	245,272	245,000		272
	賃料料金	709,400	187,500	518,000	3,900
	建物等修繕費	299,061	276,300	8,080	14,681
	農用衣服費	10,000	10,000		
	雇用労賃	73,963			73,963
	減価償却費	6,502,518		5,320,169	1,182,349
	事務研費	52,353	38,238	2,820	11,295
	出荷資材費				253,719
	諸税負担金	189,492	180,311	3,140	6,041
	土地改良費	100,000	100,000		
	支払地代	126,600		113,400	13,200
	支払利息	50,819	36,259	14,560	
	販売諸費	1,526,763	750,335		776,427
	育成費	-1,207,450	-1,207,450		
	合計	15,499,291	5,788,667	6,911,370	3,052,973
3 農業所得		3,543,448	9,218,041	-6,111,370	436,777

【個別経営体】 モデル類型 11 (適用地域：町内全域)

経営類型：畑地酪農

作目：乳牛、飼料作物

1 モデルの特徴

畑地による飼料基盤をもとにした酪農専作経営を目標とする。

2 営農モデル設計

耕地面積・家畜頭羽数	作目名	生産規模	粗収益	所得	1人当労働時間	家族労働力
経産牛25頭 育成牛15頭	生乳	9,300kg/頭	26,319,000	5,413,027	1,600	2人
畑	イタリアンライグラス、夏作牧草	3.0ha		-1,802,603	400	
	合計		26,319,000	3,610,425	2,000	

3 固定資産

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)
畜舎	木造	350㎡	16,800,000
堆肥舎	鉄骨、コンクリート	200㎡	5,600,000
尿溜	コンクリート製	23立米	1,400,000
農具舎	6*10m、木造	60㎡	3,240,000
トラクター	60PS、4WD	1台	5,234,000
トラクター	40PS、4WD	1/3台	1,227,667
バークリーナ	40頭用、2.2kw	1台	2,000,000
パイプラインミルクカー	50φ、4ユニット	30頭用	2,500,000
バルククーラ	1500ℓ、2.2kw	1台	2,838,000
トラック	2t	1/3台	699,000
ダンプ	2t	1台	2,511,000
軽トラック	660cc、4WD	1台	930,000
ボトムブラウ	18×2、60PS	1/3台	154,667
ディスクハロー	18×28、60PS	1/3台	204,667
ロータリー	220cm	1/3台	298,333
ブロードキャスター	800L	1/3台	125,667
ライムソワー	180cm	1/3台	113,333
カルチバッカー	250cm	1/3台	210,333
スプレーヤ	600L、13m	1/3台	413,333
テグダーレーキ	260cm	1/3台	201,333
ディスクモア	160cm	1/3台	409,667
ロールベアラ	120cm	1/3台	1,383,333
ラッピングマシン	120cm	1/3台	516,667
ベールグリッパ		1/3台	115,000
バキュームカー	2,000L	1/3台	423,333
マニュアルスピレダ	3.3t	1/3台	530,000
パソコン	1式		200,000
乳牛(経産牛)		25頭	12,063,500

4 経営管理の方法・生産方式

《経営管理の方法》
複式簿記により、経営管理を徹底する。
牛群検定を実施し優良牛の子牛を自家育成してコスト削減を図ると共に、カウコンフォートを実践して乳質改善と乳量増加を図る。

《農業従事の態様》
酪農ヘルパー制度を活用して、定期的な休暇を確保する。

《その他》
つなぎ方式。パイプラインミルクカーで搾乳する。
イタリアンライグラスを主体とし、一部圃場でスーダングラス等の暖地型グラス類の栽培を行う。いずれもラッピングサイレージ調製とする。

5 経営収支

区分	科目	合計	作目別内訳	
1 収益			乳用牛	飼料作物
	主産物価格	26,319,000	26,319,000	
	副産物価格	1,201,923	1,201,923	
	作業受託収入			
	その他(奨励金)			
	合計	27,520,923	27,520,923	
2 経営費	種苗費	677,000		677,000
	種付け費	423,693	423,693	
	素畜費			
	肥料費	858,240		858,240
	農薬費			
	診療衛生費	500,000	500,000	
	飼料費	10,091,520	10,091,520	
	諸材料費	557,250	476,250	81,000
	光熱費	946,112	759,749	186,363
	農具費	134,331	134,331	
	共済掛金	500,000	500,000	
	賃料料金	200,000	200,000	
	建物等修繕費	540,800	540,800	
	農用衣服費	28,000	28,000	
	雇用労賃	204,000	204,000	
	販売費			
	減価償却費	9,024,604	9,024,604	
	事務研修費	38,500	38,500	
	諸税負担金	1,049,360	1,049,360	
	支払い保険料	197,000	197,000	
支払い小作料				
雑費	184,000	184,000		
支払利息	168,789	168,789		
育成費	-2,412,700	-2,412,700		
	合計	23,910,498	22,107,896	1,802,603
3 農業所得		3,610,425	5,413,027	-1,802,603

【個別経営体】

モデル類型 12

(適用地域：町内全域)

経営類型：しいたけ、水稻

作目：しいたけ、水稻

1 モデルの特徴

しいたけ（生）と水稻経営を組み合わせ、複合経営による効率的な経営を目標とする。

2 営農モデル設計

耕地面積・家畜頭羽数	作目名	生産規模	粗収益	所得	1人当労働時間	家族労働力
ほだ木10,000本	しいたけ	3,476kg	3,754,080	2,267,834	1,200	2人
水田	水稻	300a	3,780,000	1,226,089	800	
	合計		7,534,080	3,493,923	2,000	

3 固定資産

4 経営管理の方法・生産方式

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)	
貯水槽	コンクリート	5.8立米	316,000	《経営管理の方法》 複式簿記により経営管理を行う。
散水施設	口径100mm	90m	376,200	
チェーンソー	バー40cm	1	60,000	
穿孔ドリル	10,000回転	1	16,000	
発電機	出力800W	1	130,000	《農業従事の態様》 休日制の導入、家族経営協定締結。
発生フレーム	鉄パイプビニールフィルム	97m2	155,200	
暖房機	20,000Kcal/h	1	271,000	
包装機		1	14,200	
発動機ホイスト		1	282,096	《その他》 シイタケは生とする。
運搬車	クローラ式	1	650,000	
軽トラック	4WD	1	1,050,000	
ほだ木	95.03	10000	950,300	
乗用田植機	4条	1/2	567,000	
自脱型コンバイン	3条	1/2	1,900,800	
トラクター	40PS、4WD	1/3	1,227,667	
ロータリー	220cm	1/3	298,333	

5 経営収支

区分	科目	計	作目別内訳	
1 収益			しいたけ	水稻
	主産物価格	7,534,080	3,754,080	3,780,000
	副産物価格			
	その他(奨励金)			
	合計	7,534,080	3,754,080	3,780,000
2 経営費	種苗費	45,300		45,300
	素畜費			
	肥料費	190,860		190,860
	農薬費	303,780		303,780
	診療衛生費			
	飼料費			
	諸材料費	88,560	27,390	61,170
	動力光熱費	160,900	49,270	111,630
	農具費	311,080	49,660	261,420
	共済掛金	4,200		4,200
	賃料料金	450,000		450,000
	建物等修繕費	46,860	6,922	39,938
	農用衣服費			
	雇用労賃	249,090		249,090
	減価償却費	1,270,261	699,718	570,543
	事務研修費	56,490		56,490
	出荷資材費	291,984	291,984	
	販売諸費	316,526	300,326	16,200
	諸税負担金	129,870	4,500	125,370
	土地改良費	54,180		54,180
支払地代	13,740		13,740	
支払利息				
事務研修費	56,476	56,476		
育成費				
合計	4,040,157	1,486,246	2,553,911	
3 農業所得		3,493,923	2,267,834	1,226,089

【組織経営体】 モデル類型 1 (適用地域: 水田地帯)

経営類型: 水田営農型

作目: 水稲、作業受託

1 モデルの特徴

法人等の組織経営体で水稲の効率的な生産を行うとともに、併せて、ほぼ連担化された近隣集落の作業受託を実施することを目標とする。

2 営農モデル設計

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模	目標生産量	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働時間 (時)	労働力 (人)
水田 18.0ha	水稲(a)	900	500kg/10a	9,450	904	総労働時間 2,178	5
	水稲作業受託(a) (5作業受託)	900 (実面積)		6,828	5,776	雇用労働時間	
合計				16,278	6,680		1人当たり 労働時間 436

3 固定資産

機械・施設名	規格・能力	台数・面積	取得価額
格納庫	鉄骨	100㎡	5,400,000
トラクタ	30ps	1台	2,892,000
ロータリ	180cm	1台	626,400
代かきハロー	280cm	1台	670,000
ブロードキャスタ	300L	1台	254,000
乗用型田植機	6条植	1台	1,684,000
動力散布機	背負式	1台	105,000
自脱型コンバイン	4条刈	1台	4,944,000
畦塗り機	乾湿両用	1台	555,000
刈り払い機	肩掛け式	4台	200,000
普通トラック	1t	1台	1,850,000
軽トラック	660cc4WD	1台	1,050,000

4 経営管理の方法・生産方式

【経営管理の方法】

・複式簿記記帳の実施により、
財務管理・資金管理を徹底する。

【農業従事の態様】

・農繁期における臨時雇用の確保
により過重労働を防止する。

【生産方式】

・水稲の品種構成、作期の分散を
考慮し、作業が集中しないよう効
率的な生産と受託作業を行う。

・中型機械化体系により、効率的に
作業を行う。

経営収支表

	項目	水稲	水稲作業受託	合計
1 収益	主産物価額	9,450,000		
	作業受託		6,828,000	
	副産物収入等			
	雑収入			
	売上合計	9,450,000	6,828,000	16,278,000
2 生産原価	種苗費	212,760		212,760
	肥料費	1,155,600		1,155,600
	農薬費	1,203,240		1,203,240
	諸材料費	447,240		447,240
	動力光熱費	960,960		960,960
	農具費	483,360		483,360
	建物等修繕費	111,360		111,360
	賃料料金			
	共済掛金	16,800		16,800
	労働費	721,320		721,320
	減価償却費	1,502,537		1,502,537
	土地改良費	78,840		78,840
	支払地代	504,000		504,000
	小計 (B)	7,398,017	929,091	8,327,109
3 販売費 一般管理費	出荷資材費	194,400		194,400
	販売諸費	64,800		64,800
	諸税負担金	501,480		501,480
	事務研修費	225,960		225,960
	支払利息⑦	161,040		161,040
	小計 (C)	1,147,680	123,368	1,271,048
4 費用計				
	費用計(B+C)	8,545,697	1,052,459	9,598,156
5 利益(円)	(A-(B+C))	904,303	5,775,541	6,679,844

【新規就農者】

モデル類型 1

(適用地域：水田地帯)

経営類型：水稲営農型

作目：水稲、白ねぎ

1 モデルの特徴

水稲、白ねぎを組み合わせた経営とする。白ねぎは、水田の転作部分を利用し、周年出荷を図る。

2 営農モデル設計

耕地面積家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益(円)	所得(円)	家族総労働 時間	家族 労働力
水田340a	水稲	300	3,780,000	1,691,891	1,600	2人
	白ねぎ	40	4,420,350	812,512	2,400	
						1人当り
						労働時間
	合計	340	8,200,350	2,504,403	4,000	2,000

3 固定資産

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)	《経営管理の方法》 複式簿記記帳による財務管理、資金 管理を行う。
作業場	木・瓦	1	1,890,000	《農業従事の態様》 休日の確保、役割分担の明確化を図り、労働配分の平準化を目指す。また、家族経営協定を締結する。
収納庫(車庫)	木・瓦	1	1,890,000	
パイプハウス	6m×15m	1	441,720	
トラクター	4WD, 25ps	1	2,016,000	
ロータリー	160cm幅	1	400,050	
管理機	6ps	1	304,500	
管理機(堀取り)	3.5ps	1	194,250	
皮剥機一式	三相電力	1	567,000	
動力噴霧器	6ps、可搬	1	241,500	
エンジンポンプ	1セット	1	180,765	
エアコン	配線込み	1	150,000	《その他》 白ねぎは、夏(普通)、秋冬(普通)、秋冬(遅出し)、春(1本)各10aの栽培とする。
乗用型田植機	4条	0.1	113,400	
動力散布機	26L背負	1	105,000	
灌水装置		1	177,000	
自脱型コンバイン	3条刈り	0.1	380,160	
軽トラック	4WD, 5MT	1	1,050,000	

4 経営管理の方法・生産方式

5 経営収支

区分	科目	合計	作目別内訳	
			水稲	白ねぎ
1 収益				
	主産物価格	8,200,350	3,780,000	4,420,350
	副産物価格			
	作業受託収入			
	その他(奨励金)			
	合計	8,200,350	3,780,000	4,420,350
2 経営費	種苗費	217,930	45,300	172,630
	種付・素畜費			
	肥料費	354,866	190,860	164,006
	農薬費	546,081	303,780	242,301
	診療衛生費			
	飼料費			
	諸材料費	169,254	61,170	108,084
	動力光熱費	256,169	111,630	144,539
	修理・農具費	386,028	261,420	124,608
	賃料料金	455,200	450,000	5,200
	修繕費	45,075	25,500	19,575
	雇用労賃	347,708	249,090	98,618
	減価償却費	1,252,928	70,579	1,182,349
	土地改良・水利費	54,180	54,180	
	支払地代	31,340	13,740	17,600
	支払利息			
	事務研修費	71,550	56,490	15,060
出荷資材費	369,977	48,600	321,377	
販売諸費	999,675	16,200	983,475	
共済掛金	4,563	4,200	363	
諸税負担金	133,425	125,370	8,055	
合計	5,695,947	2,088,109	3,607,838	
3 農業所得		2,504,403	1,691,891	812,512

【新規就農者】

モデル類型 3

経営類型：露地野菜Ⅱ

作目：ブロッコリー

1 モデルの特徴

ブロッコリーは、水田の転作部分を利用し、周年出荷を図る。

2 営農モデル設計

耕地面積家畜頭羽数	作目名	生産規模 (a)	粗収益(円)	所得(円)	家族総労働 時間	家族 労働力
田350a うち借地350a	ブロッコリー	350	10,621,400	2,789,790	3,920	2人
						1人当り
						労働時間
	合計	350	10,621,400	2,789,790	3,920	1,960

3 固定資産

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)	
作業場	木・瓦	1	6,300,000	《経営管理の方法》 複式簿記記帳による財務管理、資金管理を行う。
農機具格納庫	鉄骨	1	180,000	
育苗ハウス	6m×40m	1	702,000	
トラクター	4WD, 35ps	1	3,892,320	
ロータリー	160cm幅	1	626,400	《農業従事の態様》 休日の確保、役割分担の明確化を図り、労働配分の平準化を目指す。また、家族経営協定を締結する。
管理機	6.3ps	1	298,000	
全自動移植機	2.9ps	1	1,482,480	《その他》 ブロッコリーは、初夏取りと秋冬取りの周年栽培とする。
ブロードキャスター	300L	1	266,760	
動力噴霧器	6ps、可搬	1	255,960	
乗用管理機	13ps	1	1,826,300	
軽トラック	4WD, 5MT	1	1,050,000	

4 経営管理の方法・生産方式

5 経営収支

区分	科目	合計	作物別内訳
1 収益			ブロッコリー
	主産物価格	10,621,400	10,621,400
	副産物価格		
	作業受託収入		
	その他(奨励金)		
	合計	10,621,400	10,621,400
2 経営費	種苗費	494,240	494,240
	種付・素畜費		
	肥料費	967,100	967,100
	農薬費	560,150	560,150
	診療衛生費		
	飼料費		
	諸材料費	474,760	474,760
	光熱費	340,075	340,075
	修理・農具費	201,433	201,433
	賃料料金		
	修繕費	33,480	33,480
	雇用労賃	717,919	717,919
	減価償却費	826,191	826,191
	土地改良・水利費		
	支払地代	125,000	125,000
	支払利息	4,981	4,981
	事務研修費	31,376	31,376
	出荷資材費	718,725	718,725
	販売諸費	2,312,155	2,312,155
	共済掛金	1,063	1,063
諸税負担金	22,964	22,964	
合計	10,621,400	7,831,610	
3 農業所得		2,789,790	2,789,790

【新規就農者】

モデル類型 5

経営類型：露地野菜Ⅳ

作目：キャベツ、ブロッコリー

1 モデルの特徴 キャベツとブロッコリーは、水田の転作部分を利用し、周年出荷を図る。

2 営農モデル設計

耕地面積家畜頭羽数	作目名	生産規模 ^a	粗収益(円)	所得(円)	家族総労働時間	家族労働力
水田500a	キャベツ	350	10,980,000	2,769,924	2,600	2人
うち借地450a	ブロッコリー	100	2,192,544	70,588	900	
						1人当り
						労働時間
	合計	450	13,172,544	2,840,512	3,500	1,750

3 固定資産

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)	《経営管理の方法》 複式簿記記帳による財務管理、 資金管理を行う。 《農業従事の態様》 休日の確保、役割分担の明確化を図り、 労働配分の平準化を目指す。また、 家族経営協定を締結する。 《その他》 キャベツは、春・夏・秋冬取りの周年栽培、 ブロッコリーは秋冬取りとする。
作業場・農具舎	木・瓦	1	6,300,000	
育苗ビニールハウス	6m×40m	1	702,000	
農機具格納庫	鉄骨	1	180,000	
トラクタ	35ps	1	3,892,320	
ロータリ	180cm	1	626,400	
管理機	6.3ps	1	298,000	
全自動移植機	2.9ps	1	1,482,480	
ブロードキャスター	300リットル	1	266,760	
動力噴霧機	可搬式6ps	1	255,960	
乗用管理機	13ps	1	1,826,300	
普通トラック	1t	1	1,850,000	
軽トラック	660cc	1	1,050,000	

4 経営管理の方法・生産方式

5 経営収支

区分	科目	合計	作目別内訳	
			キャベツ	ブロッコリー
1 収益				
	主産物価格	13,172,544	10,980,000	2,192,544
	副産物価格	0		
	作業受託収入	0		
	その他(奨励金)	0		
	合計	13,172,544	10,980,000	2,192,544
2 経営費	種苗費	460,025	329,669	130,356
	種付・素畜費	0		
	肥料費	1,942,931	1,686,323	256,608
	農薬費	1,342,469	1,189,451	153,018
	診療衛生費	0		
	飼料費	0		
	諸材料費	331,679	209,945	121,734
	光熱費	127,500	99,167	28,333
	修理・農具費	110,000	85,556	24,444
	賃料料金	0		0
	修繕費	550,000	427,778	122,222
	雇用労賃	190,400	148,089	42,311
	減価償却費	1,173,772	912,934	260,838
	土地改良・水利費	0		
	支払地代	159,000	123,667	35,333
	支払利息	0		
	事務研修費	144,000	112,000	32,000
出荷資材費	2,129,490	1,944,675	184,815	
販売諸費	1,474,119	878,400	595,719	
共済掛金	116,388		116,388	
諸税負担金	80,260	62,424	17,836	
合計	10,332,033	8,210,076	2,121,956	
3 農業所得		2,840,512	2,769,924	70,588

【新規就農者】

モデル類型 6

経営類型：肉用牛

作目：和牛繁殖

1 モデルの特徴

飼料作物の作付けや放牧利用により自給飼料を確保し、優良繁殖雌牛の自家保留を行い、コストの低減を図り、効率的な経営を目指す。

2 営農モデル設計

耕地面積・家畜頭羽数	作目名	生産規模	粗収益	所得	家族総労働時間	家族労働力
繁殖和牛20頭	子牛	17頭	12,004,618	2,321,671	3,600	2人
田畑	飼料作物	4.0ha	1,120,000	283,266	400	1人当り 労働時間 2,000
	合計		13,124,618	2,604,937	4,000	

3 固定資産

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)	《経営管理の方法》
牛舎	木造	1	6,720,000	複式簿記により経営管理を行う。 転作は牧草を主体とする。
堆肥舎	木造50m2	1	1,400,000	
農具舎	木造50m2	1	700,000	
トラクター	32PS	1	2,536,632	《農業従事の態様》 休日制の導入、家族経営協定締結。
ローラー	径90cm	1	797,480	
ラッピングマシン	90-120cm	1	1,700,000	
モア	135cm	1	323,000	
テッター	300cm	1	646,000	《その他》 計画交配を実施し、後継牛は自家保留牛を基本とする。 3か月離乳を行い、1年1産の実現を目指す。 自給飼料の作付けを行い、調製はラッピングサイレージとする。
ロータリー	180cm幅	1	626,400	
ホイルローダー	0.6立米	1	3,800,000	
飼料用カッター		1	134,000	
軽トラック	4WD	1	1,050,000	
ダンプ	2t	1	3,450,000	
繁殖和牛		20	9,650,800	

4 経営管理の方法・生産方式

5 経営収支

区分	科目	合計	作目別内訳	
1 収益			肉用牛(繁殖)	飼料作物
	主産物価格	12,004,618	12,004,618	
	その他(奨励金)	1,120,000		1,120,000
	合計	13,124,618	12,004,618	1,120,000
2 経営費	種苗費	80,000		80,000
	素畜費	1,024,318	1,024,318	
	肥料費	529,600		529,600
	農薬費			
	診療衛生費	192,000	192,000	
	飼料費	2,276,040	2,276,040	
	諸材料費	274,800	130,800	144,000
	動力光熱費	309,105	265,971	43,134
	農具費	150,000	150,000	
	共済掛金	400,000	400,000	
	賃料料金	40,000		40,000
	建物等修繕費	597,088	597,088	
	農用衣服費	10,000	10,000	
	雇用労賃			
	販売費			
	減価償却費	4,784,446	4,784,446	
	事務研修費	21,013	21,013	
	諸税負担金	168,000	168,000	
	土地改良費			
	支払小作料			
支払利息	25,000	25,000		
販売諸費	600,231	600,231		
育成費用	-961,960	-961,960		
合計	10,519,681	9,682,947	836,734	
3 農業所得		2,604,937	2,321,671	283,266

伯農第115号

令和2年12月14日

伯耆町長 森安 保 様

伯耆町農業委員会

会長 加川 賢明



農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正に係る意見
について(回答)

令和2年11月20日付伯産農第499号で協議のあったこのことについては、令和2年12月11日の農業委員会総会において審議したところ、意見はありません。

担当:農業委員会事務局 安藤 竜一

J A鳥西営農発第12071号
令和2年12月7日

伯耆町長 森安 保 様

鳥取西部農業協同組合
代表理事組合長 谷本晴美



「農業経営基盤強化基本構想(案)」の改正に係る協議について(回答)

令和2年11月20日付伯産農第499号で依頼のあったこのことについては、異議ありません。